

学 位 論 文 題 名

アフリカにおける野生生物保護の研究

— 東アフリカにおける野生生物保護の現状と問題点 —

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、ケニアとタンザニアを中心とした東アフリカ地域における野生生物保護と野生生物保護策の一つである国立公園制度の現状を現地での資料収集と聞き取り調査によって把握し、問題点の検討を行ったものである。

アフリカ諸国では野生動物は観光資源として重要な意味をもち、開発と自然保護、特に野生動物の利用と保護の調整を図ることが重要な課題とされている。しかしながら、資料の不足や正確な情報の入手が困難なところからこれまでアフリカの野生生物保護の実態を扱った研究はほとんどなかった。そこで、動物保護の実態と国立公園制度の調査を、主として東アフリカのケニアとタンザニアにおいて現地での資料収集と聞き取り調査により行った。比較のためにザンビア、ウガンダ、ザイール、リベリアにおいても資料収集を行った。

第Ⅰ章は、序論であり、言葉の定義と研究上の問題点を呈示した。アフリカにおいて自然保護と言った場合、その中心は野生生物保護、特に野生動物保護となる。

第Ⅱ章ではアフリカにおける自然保護の歴史を欧米、日本と比較して述べた。1872年にアメリカ合衆国で創設された国立公園制度は、その後世界中に広まった。東アフリカでは、南アフリカ同様ヨーロッパからの入植者による野生動物の大規模殺戮の反省から19世紀末には動物保護区の設立が試みられた。東アフリカでは最初の国立公園、ナイロビ国立公園が1946年に設立されたが、これは宗主国であったイギリス本国における国立公園設立よりも早いものであった。この国立公園制度は他の東アフリカの国々にも普及してきた。70年代になってケニア政府は狩猟禁止、野生動物製品の取引禁止など画期的な自然保護制度の導入を行った。

第Ⅲ章では、各国間の自然保護制度の比較を行った。法体制、管理組織、民間活動等自然保護体制は国によって異なり、ケニア、ザンビア、ザイール、リベリアでは国立公園管理業務と野生生物保護管理業務とも1つの部局内で一括して扱われているが、タンザニアとウガンダでは各々が別の政府機関によって行われている。しかしながら、いずれの国においても国立公園における規制が

最も厳しいものとなっており、国立公園管理が種々の保護区管理行政の中心をなしている。

アフリカ諸国においては一般的に民間の自然保護団体による活動は最近始められたばかりである。この中にあってケニアでは自然保護啓蒙活動により、特に中・上流階級を中心にして自然保護思想をかなり普及させることに成功している。

第Ⅳ章では、各国の国立公園制度とその利用形態である観光について比較検討した。アフリカ諸国の多くが1960年代の独立後にも国立公園はじめ種々の保護区設立に努力してきている。また、アフリカには広大な面積を持つ国立公園、保護区が多い。現在ケニアでは観光による収入が一番の外貨獲得源となっている。観光客の増加が推進されているが、観光客による国立公園利用には季節・曜日・時間帯等により偏りがある。観光客の増加に伴う生態系・野生生物への影響の調査の必要性が指摘された。

第Ⅴ章では国立公園の管理運営の1例としてタンザニアのマハレ山塊国立公園を挙げて、問題点の検討を行った。マハレ山塊国立公園は日本からの政府間援助によって設立された世界でも唯一の国立公園である。しかしながら、国立公園としての整備に関しては今後に大きな課題を残している。特に森林減少に伴う野生チンパンジー保護の必要性があり、施設の充足とともに重要な問題となっている。

第Ⅵ章では、野生動物保護上大きな問題となる野生動物による被害問題を検討した。日本においても様々な野生動物による被害が問題化しているが、ケニアでは野生動物の狩猟が禁止され、野生動物による被害に対しては補償金制度が導入された。しかし補償金申請の増加によりこの制度はうまく機能しているとは言えない実態が明らかとなった。ケニア各県で行った聞き取り調査では、地域による被害の傾向や被害を引き起こす動物も異なっていた。特に保護の必要性が指摘されているアフリカゾウによる被害が、メルー県はじめ多くの県で問題となっていることが明らかになった。今後は、アフリカゾウ保護と両立させる形での被害対策が重要な課題である。

第Ⅶ章では、ケニアを中心とした密猟の問題を検討した。ケニアにおいては密猟が近年激化し、密猟者や取締側の警官、レンジャーのみならず一般観光客にも死傷者を出す事態となっている。密猟者が狙うのは市場価値の高い象牙やサイ角であり、日本は両者を最近まで大量に輸入してきたことにより国際的な批判を浴びている。

第Ⅷ章で、総合考察を行った。国立公園を含めた保護区制度が野生生物保護に有効であるかどうか、地域住民との関係、アフリカゾウをはじめとする野生動物種の保護の検討を行い、そして各国毎の現状をまとめた。

調査を行った各国における野生生物保護にとっての重要事項、今後の方向性、実施にあたっての障害および留意点、早急に行われるべき野生生物保護策についてまとめられた。

いずれの国においても野生生物を観光資源として活用する方向では一致していた。しかしながら、実施に当たっては当面する問題は異なり、国間の格差は大きかった。特に施設面では先進国からの援助が必要である。

これまでの国立公園設立の過程には住民無視との批判もあるが、現行制度の中では、国立公園は野生生物保護のために有効な方法と考えられる。今後はその数や面積を増やすことよりも、十分な監視体制作りが課題である。また、保護区の観光利用による利益の還元等、保護区周辺の地域住民への配慮が必要である。

これまで野生生物保護のための研究は十分にされておらず、保護のための理由も経済的効果への偏りが見られた。今後は自然の多様な価値を認めた多角的・学際的アプローチが必要である。その中で、これまで積極的な貢献の少なかった日本の果たすべき役割は大きいと考えられる。

学位論文審査の要旨

|    |     |       |
|----|-----|-------|
| 主査 | 教授  | 伊藤浩司  |
| 副査 | 教授  | 黒柳俊雄  |
| 副査 | 教授  | 筒井澄   |
| 副査 | 助教授 | 福田弘巳  |
| 副査 | 助教授 | 浅川昭一郎 |

アフリカ諸国では野生動物は観光資源として重要な意味をもち、開発と自然保護、特に野生動物の利用と保護の調整を図ることが重要な課題とされている。しかしながら、資料の不足や正確な情報の入手が困難なところからこれまでアフリカの野生生物保護の実態を扱った研究はほとんどなかった。提出された論文は、動物保護の実態と具体的な野生生物保護策である国立公園制度の調査を主として東アフリカのケニアとタンザニアにおいて資料収集と現地での聞き取り調査により行い、更に比較のためにザンビア、ウカンダ、ザイール、リベリアにおいて資料収集を行った結果をまとめたものである。

第Ⅰ章は序論であり、研究の意義・目的のほか、言葉の定義と研究上の問題点を呈示した。

第Ⅱ章ではアフリカにおける自然保護の歴史を欧米、日本と比較して述べられた。東アフリカでは19世紀末には動物保護区の設立が試みられ、また最初の国立公園、ナイロビ国立公園が1946年に設立されたが、これは宗主国であったイギリス本国における国立公園設立よりも早いものであった。70年代になってケニア政府は狩猟禁止、野生動物製品の取引禁止など画期的な自然保護制度の導入を行った。

第Ⅲ章では各国間の自然保護制度の比較をおこなった。法体制、管理組織、民間活動等自然保護体制は国によってことになっていたが、いずれの国においても国立公園における規制が最も厳しいものとなっており、国立公園管理が種々の保護区管理行政の中心をなしていた。一般的に民間の自然保護団体による活動は最近始められたばかりである。この中にあってケニアでは特に中・上級階級を中心にして自然保護思想を普及させることにかなり成功している。

第Ⅳ章では各国の国立公園制度とその利用形態である観光について比較検討した。アフリカ諸国の多くが1960年代の独立後にも国立公園はじめ種々の保護区設立に努力してきている。現在ケニアでは観光による収入が一番の外貨獲得源となっており、観光客の増加もみられるが、観光客による国立公園利用には偏りがある。このため観光客の増加に伴う生態系・野生生物への影響の調査の必要性が指摘された。

第Ⅴ章では国立公園の管理運営の1例として、日本からの政府間援助によって設立されたタンザニアのマハレ山域国立公園における問題点の検討を行った。ここでは、特に森林減少に伴う野生チンパンジー保護の必要性が施設の充足とともに、今後の重要な問題点として指摘された。

第Ⅵ章では野生動物保護上大きな問題となる被害問題を検討した。ケニアでは野生動物の狩猟が禁止され、野生動物による被害に対しては補償金制度が導入された。しかし補償金申請の増加によりこの制度はうまく機能しているとは言えない実態が明らかとなった。地域による被害の傾向や被害を引き起こす動物も異なるが、特に保護の必要性が指摘されているアフリカゾウによる被害が多く、この点で問題となっていることが明らかになった。今後は、アフリカゾウ保護と両立させる形での被害対策が重要な課題であり、この方面での早急な研究・対策が望まれる。

第Ⅶ章ではケニアを中心とした密猟の問題を検討した。ケニアにおいては密猟が近年激化し、密猟者や取締側の警官、レンジャーのみならず一般観光客にも死傷者を出す事態となっている。密猟者が狙うのは市場価値の高い象牙やサイ角であり、日本は両者を最近まで大量に輸入してきたことにより国際的な批判を浴びている。

第Ⅷ章において、調査を行った各国における野生生物保護にとっての重要事項、今後の保護策、実施にあたっての障害および留意点、早急に行われるべき野生生物保護上の提案について総合考察を行い次の点が指摘された。

いずれの国においても野生生物を観光資源として活用する方向では一致していた。しかしながら、実施に当たって当面する問題が異なり、国間の格差は大きかった。特に施設面では先進国からの援助が必要である。

これまでの国立公園設立の過程には住民無視との批判もあるが、現行制度の中では、国立公園は野生生物保護のために有効な方法と考えられる。しかし今後はその数や面積を増やすことよりも、十分な監視体制作りが課題である。また、保護区の観光利用による利益の還元等地域住民への配慮が必要である。

このように申請者は、これまで正確な資料を得ることが困難なため、取り上げられることの少なかったアフリカにおける野生動物保護の問題を、現地における調査によってその実施を明らかにした。開殖と自然保護、特に野生動物の利用と保護の調整を計るうえで、本研究の成果は貴重な知見をもたらしたものと考えられる。既に印刷公表されている参考論文5編も主として自然保護に貢献しているものである。

以上により、審査委員一同は、申請者が学術博士の学位を受けるにふさわしい資格を有するものと認めた。